

## 申し込み

### 1\_申し込み:

申込書に署名の上、入学手続き費ならびに速達手数料（希望者のみ）を添え、カプラン代理店にお申し込みください。18歳以上の受講生（バンクーバー校の場合、19歳以上）は、基本約款を読み、承諾した旨を確認するために申込書への署名が義務付けられています。また、18歳未満の受講生（バンクーバー校の場合、19歳未満）は、保護者もしくは法的保護者が基本約款を読み、受講生に代わって申込書に署名が義務付けられています。

#### • 契約成立:

受講生は、署名済みの申込書を提出することでカプランとの契約成立に合意したものとみなされます。カプランが記入および署名済みの申込書と入学手続き費を受領し、希望のコースおよび滞在先が手配可能な場合、カプランから「予約確認書」が発行されます。この「予約確認書」が発行された時点で、本基本約款に基づき、受講生が入国に必要な要件を全て満たすという条件付きで、受講生とカプランの間で法的な契約が成立したことになります。

カプランはプライバシー保護を遵守します。カプランと契約を結ぶにあたり、カプランオンラインサイト内の「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」(オーストラリアの場合、www.kaplan.edu.au/privacy-policy)にある規約に承諾したとみなされます。

#### • アメリカ:

カリフォルニア州センターへの入学申込者: 「予約確認書」は、コース受講予約のための案内書となります。入学は、カリフォルニア州のセンター到着後、必須情報の確認、入学同意書に署名後に認められます。入学希望者は、入学同意書に署名する前にカプランのパンフレットと「School Performance Fact Sheet (学校実績概況報告書)」を再確認することが奨励されています。これらの情報はカプランのオンラインサイト (www.kaplaninternational.com/privacy#toc-california-state-disclosures38) から確認できます。またカプランと契約を結ぶにあたり「プライバシーポリシー (個人情報保護方針)」にある規約を承諾したとみなされます。同情報はカプランのオンラインサイト (www.kaplaninternational.com/privacy) から確認できます。

#### • オーストラリア:

この書面による同意は、苦情の提起や措置の行使またはその他の法的な救済を求める権利を剥奪するものではありません。

#### • ニュージーランド:

ニュージーランド教育省が管理する全国受講生指数に個人情報(名前、生年月日、居住地を含む)を開示することが求められる場合があります。

### 2\_支払い期限:

費用の支払期限は、コース開始の30日前までです。お申し込みがコース開始の30日以内の場合、即時支払が必須です。コース開始前に全費用が支払われていない場合は、コースへの参加は認められません。

#### • アメリカ:

一度に52週間以上のコースの申し込みはできません。また、申し込めるコース期間は最低2週間で合計で36ヶ月を超すことはできません。

#### • カナダ:

バンクーバーで27週間以上のコースを受講する場合、授業料の50%をコース開始の30日前までにお支払いいただけます。残額は、コースの半分が終了する前にお支払いいただけます。期限までに支払われなかった場合、申し込みは自動的にキャンセルとさせていただきます。コースの期間は最低2週間です。ご不明点などは、カプランの窓口までお問い合わせください。

#### • オーストラリア:

26週間以上のコースを受講する場合、請求書は全額で発行されますが、授業料の全額を前払いするか、授業料の50%とその他費用の全額をコース開始の30日前までに支払い、残りの授業料をコース2期目開始の2週間前までにお支払いいただく方法があります。この支払条件は、26週間未満のコースには適用されませんのでコース開始の30日前までに授業料の全額をお支払いいただけます。

### 3\_ビザについて:

ビザの要件は変更されることがあります。適切な旅行証またはビザ、パスポート、全受講期間の滞在許可、出発前に各自責任を持って取得してください。受講生によっては、下記のビザ関連書類を発行するにあたり、費用の事前全額支払いが必要な場合があります。18歳未満の受講生は、保護者もしくは法的保護者からの書類が必要となる場合があります。

#### • イギリス:

申込内容が受入れ条件を満たす場合、Short-term study Visa (6もしくは11ヶ月) のオファーレターまたはConfirmation of Acceptance of Studies (Tier 4 General Student Visa申請者のみ) を発行します。Tier 4申請者は、ビザ申請前にSecure English Language Test (SELT) 受験が必要です。英語レベルが中級 (CEFR B1) に満たない受講生は、Short-term study Visaの申請が必要です。詳しくは、イギリスのビザ管理局のサイトをご確認ください。

#### • アイルランド:

ビザ申請のために必要な入学許可書を発行します。

#### • アメリカ:

カプラン校は、連邦法に基づき、一時渡航の受講生の受け入れが認可されています。カプランで申込書の受領後、I-20証明書の発行に必要な、アメリカでの申し込み期間の滞在を保証する資金の証明を要請します。

#### • カナダ:

カプラン校は、カナダ移民局 (Immigration, Refugees and Citizenship Canada) が指定している政府指定校 (Designated Learning Institution) です。必要に応じて、ビザ申請のために必要な入学許可書を発行します。

#### • オーストラリア:

ビザ申請に必要な入学許可書 (Confirmation of Enrolment) は、お支払いが必要なプログラム費用ならびに入学同意書の署名が確認された後に発行されます。入学同意書には、出発前の案内や苦情処理に関する情報が記載されています。詳細はカプランオンラインサイトをご確認ください。

#### • ニュージーランド:

政府の規定により、ビザ申請に必要な書類 (学費領収書) は、全額支払確認後に送付されます。滞在中のビザやニュージーランドでの労働許可、報告義務に関する詳細は、ニュージーランド移民局のサイト (www.immigration.govt.nz) をご参照ください。

#### 4. 速達手配料：

アメリカにあるセンターへのお申し込みがコース開始の30日以内の場合、ビザ申請のため、国際スピード郵便にてビザ関連書類が送付されます（手配料USD75）。お申し込みがコース開始の30日以上前の場合、通常国際郵便で送付されます（ご希望の場合、国際スピード郵便での手配可能）。その他の国での国際スピード郵便の手配料は、それぞれGBP35、EUR55、CAD80、AUD75、NZD85です。

#### 5. 海外旅行および医療保険：

申し込むコース期間やコースの種類、ビザの種類に関わらず、海外旅行および医療保険への加入が義務付けられています。カプランでは、海外旅行および医療保険の申し込みを取り扱っています。詳細はお近くのカプラン代理店までお問い合わせください。センターまたは滞在先に持参する物および携行品に対する保険加入は、個人の責任となります。受講生は、加入した医療保険証書を学校に提示する必要があります。保険に未加入の受講生は、授業に参加することができません。また、アイルランドで学習するEU諸国以外の受講生は、到着後30日以内にアイルランド入国管理局（Garda National Immigration Bureau）に登録する必要があります。

##### ・オーストラリア：

学生ビザで入国する場合、オーストラリア政府の規定により、外国人留学生健康保険（OSHC）への加入が義務付けられています。保険は必ず学生ビザ申請前に加入してください。ご自身で手配するか、カプラン経由で手配することも可能です。外国人留学生健康保険（OSHC）は、遅くともコース開始の1週間前から全滞在期間を補償する必要があります。申し込み期間より前にオーストラリアに入国する際、ビザ有効期間全てを保証する保険を希望する場合には、追加費用が発生します。

##### ・ニュージーランド：

留学生の多くは、ニュージーランドの公的な公共医療を利用することはできません。滞在中に受けた治療に対する全ての支払い義務が生じます。公共医療に関する詳細は、保健省（Ministry of Health）のサイトをご参照ください。上記に加え、Accident Compensation Corporation（ACC）よりニュージーランド市民、永住者、短期滞在者に対し災害保険が提供されますが、その他の医療に関する治療費は、全額負担となる場合があります。詳細は、Accident Compensation Corporationのサイト（www.acc.co.nz）をご確認ください。カプランが推奨する海外旅行および医療保険には、最低4週間以上の申し込みが必要です。

#### 6. 健康証明：

全ての受講生は、コースを無事修了する能力を妨げたり、他の受講生や学校スタッフの健康状態を阻害したり、コース期間中に特別な監督、処置、緊急介入を必要としたり、特別な滞在の手配を必要とするような、いかなる精神的、身体的な病気、アレルギー、障害もしくは状態について、申し込み時に申込書に記入・報告する義務があります。カプランは、受講生のコース参加がその受講生または他の受講生や学校スタッフの健康や安全に害を及ぼしたり、適した滞在先があったとしても、カプランの判断で、受講生の身体的または精神的状態によりコースを無事修了できないとみなした場合、申し込みをお断りもしくは解約することができるものとします。その際に生じる返金の有無においては、カプランに一任するものとします。

##### ・アメリカ：

一部のセンターで、渡航前に健康証明書ならびに予防接種記録の提出がキャンパスまたは国の定めにより事前に必要になる場合があります。その場合は事前に通知されます。

#### 7. 授業料：

授業料には、レッスン、オリエンテーション、コンピュータールームの使用、センター内のインターネットの使用、プレイスメント・プログレステスト費用、カプラン修了証書が含まれます。授業料が未納もしくは他の条件を満たさない場合、カプランは証書を発行しない権利を有します。

#### 8. その他のサービス：

その他のサービス（転校、旅行、洗濯、電話料金、エクスカッション、医療、特別食、各種試験受験料、滞在先の変更および申し込み内容の変更等）は、請求書に記載されていない限り費用に含まれていません。

#### 9. 二人部屋滞在：

カプランの判断により、二人部屋でなく一人部屋での滞在を要請することがあります。

#### 10. 18歳未満の受講生：

カプランでは、ジュニアもしくはヤングラーナーの記載のあるプログラム以外は、一般向けのコースを運営しています。そのため、16、17歳の受講生も18歳以上の受講生と同じクラスになります。18歳未満の受講生は、ガーディアン費用、カストディアン書類提出、カプラン承認の宿泊先での滞在手配、カプランの空港往復サービス（これらは、オーストラリアとニュージーランドでは必須）と医療保険の購入を要請される場合があります。オーストラリアとニュージーランドでは、18歳未満の受講生は、半日英語コース（オーストラリアではGeneral English、ニュージーランドではVacation Englishと呼びます）の受講はできません。18歳未満の全ての受講生（バンクーバーにおいては19歳未満）は、渡航前に署名入りの未成年者許可書（Minor Authorisation Form）の提出が義務付けられています。また、カナダでは公正後見人申告書を提出することが必要となる場合があります。

##### ・イギリスおよびアイルランド：

18歳未満の受講生は、イギリスおよびアイルランドの政府の要請により、予約の際、権利放棄書（Waiver form）および緊急時の医療処置承諾書（Authorisation of Emergency Medical Treatment form）の提出が義務付けられています。18歳未満の受講生は、滞在中を保証する旅行・医療保険への加入が義務付けられています。受講生は、加入した医療保険証書と18歳未満の受講生が記入する書類を学校に提示する必要があります。保険に未加入の受講生は、授業に参加することができません。

## 一般諸条件

#### 1. 規則と規定：

カプランの英語研修に参加する受講生は、在籍するセンターがある国（または州）の法律に従うものとします。

#### 2. 現地到着日と出発日：

滞在先は、特別に通知された場合を除き、コース開始日前の土曜日もしくは日曜日からコース終了後の土曜日の午前中までとなります。週の途中の到着・出発でも1週間の滞在とみなされることがあります。午後10時30分から翌日の午前6時の間に到着する場合は、深夜もしくは早朝のチェックインとなるため、ホテル等の代替宿泊施設に1泊または追加滞在費が必要になる場合があります。

##### ・オーストラリアおよびニュージーランド：

通知されていた到着時間から2時間以内に受講生が現れなかった場合、手数料（no-show fee）が発生します。

※オークランドでは、空港送迎費に手数料（no-show fee）が追加されます。

#### 3. 到着の遅れ、休日、欠席：

カプランでは、入校日より遅れてコースに参加した場合やコース期間中に欠席した場合でもお申し込みいただいたコースの全期間を修了できるよう努力しますが、保証いたしかねます。また、未受講分をコース延長として埋め合わせをしたり未受講分を返金することはできません。長期8ヶ月留学プラン（Academic Year）および中期5・6ヶ月留学プラン（Academic Semester）では、休暇（Session Break）の日程が事前に確定されており、受講生の都合で変更することはできません。これらの日程以外で取得された未承諾の休暇は、欠席として扱われます。その他のコースでは、コース開始後の休暇申請（Session Breaksなど）の承認は、該当するビザの規定に基づき各センターに委ねられ、変更料が発生したり、センターによっては欠席として扱われます。イギリスの受講生は、10週間ごとに1週間の休暇がとれる権利を有します。アメリカとカナダにおいては、コース開始後に承認された欠席（許可を得た休暇またはコース期間中の休暇）の場合、未受講分は、コースの最終に追加が可能です。

#### 4 授業の欠席や食事をとらない場合の返金：

試験やエクスカージョン、インターンシッププログラム（該当する場合）、初日のオリエンテーション、その他通常の時間割枠外での行事に参加することによってとられなかった食事や授業については返金されません。

#### 5 祝日：

祝日は通常休講となり、殆どの学校施設が使用できなくなります。通常、コース開始は月曜日ですが、月曜日が祝日の場合は火曜日開始となります。祝日で行われなかった授業については返金されません。渡航先の祝日は、P.41の「祝日一覧」をご参照ください。

#### 6 キャンパス施設：

大学もしくはカレッジのキャンパス内の施設（例：ジム、カフェテリア）は、ホリデー期間中は使用できない場合があります。詳細は、カプラン各予約オフィスにお問い合わせください。

#### 7 変更手数料：

変更は、4週間前までに通知する必要があります（オーストラリア、ニュージーランドを除く）。オーストラリアでの変更は2週間前までに、ニュージーランドでの変更は1週間前までに通知する必要があります。コース開始後に、センターや滞在先、コースや期間を変更する場合、それぞれGBP65、EUR90、USD100、CAD100、AUD75、NZD75の変更手数料が発生します。これらの変更手数料は、変更申請時にお支払いください。アメリカとカナダでは、滞在先の変更時のみ変更手数料が発生します（アメリカ・カナダでのキャンセルまたはターミネーションは、キャンセル・ターミネーション条項が適用されます）。カプランは、変更の要請全てを満たす義務はありません。長期8ヶ月留学プラン（Academic Year）または中期5・6ヶ月留学プラン（Academic Semester）の学期期間中の転校は認められていません。転校またはプログラム変更後の料金が先の料金より安価な場合、差額の返金はありません。転校またはプログラム変更後の料金が先の料金より高額な場合、差額をお支払いいただきます。変更の可否は、カプランに一任され、学校長/ディレクターの許可が必要です。コース延長の場合、変更手数料は不要ですが、ホームステイ延長希望の通知が遅れると再手配のため、新たに滞在先配料的支払いが必要になる場合があります。コースおよび滞先の延長分の費用は、受講生に支払い義務が生じます。変更によってレッスン時間が減る場合、コース途中の解約ならびに再予約とみなされ、本基本約款の「コース開始後の途中解約規約（ターミネーション）」に沿って変更が行われます（アメリカおよびカナダを除く）。

#### 8 授業時間：

特別な記載がない限り1レッスンは通常45分です。授業は月曜日から金曜日までで、午前と午後との時間割で開講されます。特定の時間割を保証することはできません。オーストラリアの一部のセンターでのみ夜間英語コース（Intensive English Evening）が開講されます。

#### 9 授業の代用：

センター到着後のプレシメントテストの結果、申し込みコースのレベルに適合していないと判断された場合、学校はより適切なレベルに移動させる権利があります。これにより授業時間数が減少したりカリキュラムが異なることがあります。また、コース受講継続の能力が無いと判断された場合には、カプランのコース解約を要請することがあります。コースの需要がない場合には、コース開始間際に開講が中止となることがあります。

#### 10 プログラム内容の変更：

カプランは、パンフレットに掲載されている内容（コース日程、カリキュラム、教員、場所、プログラム）を変更する権利を有します。コース開始前に日程変更が生じ、新たな日程が参加者の都合に合わない場合は、全プログラム費用が返金されます。

#### 11 料金設定：

カプランは、増税、為替レートの変動、各国の政府諸事情などのやむを得ない状況下または学校運営に伴う影響において、料金の改定を予告なしに行う場合があります。料金は、2019年開始のコースに適用されます。

#### 12 教科書と学習教材：

受講生は、教科書と学習教材が提供されます。コースによっては、教科書の購入が必要となります。カナダ、オーストラリア、ニュージーランドでは、教材費のお支払いが必要です。バンクーバーでは、各自で教材を用意することもできます。この場合、各自で教材を用意した証拠をカプランに提示することで教材費が免除となります。

#### 13 レジデンス滞在に関するデポジット：

イギリス、アイルランド、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアでレジデンスに滞在を希望する受講者は、約GBP250、EUR350、USD500、CAD600、NZD300-1000、AUD250-900の預かり金（デポジット）の支払いが必要です。預かり金（デポジット）はロケーションによって異なります。追加料金がある場合、予約時にお知らせします。預かり金（デポジット）は、破損、紛失、清掃料金の支払いが必要なければ、退出時に全額返金されます。予約がキャンセルされた場合、デポジットが返金されない場合があります。ロケーションによっては、光熱費、清掃費、リネン用品などの追加費用が発生する場合があります。

#### 14 強制退学/停学：

法律を犯し警察に起訴される、学校の規則・規範に違反する、授業の出席率がカプランの規定に満たない（ビザ規定を満たしていたとしても、出席率が80%に満たないなど）、通知なしに連続14日の欠席がある（アメリカおよびカナダ）、カプランに直接もしくは間接的に支払い義務のある授業料を滞納しているといった場合に、退学・停学の処分を受けることがあります。この場合の返金は一切いたしかねます（アメリカとカナダにある学校に在籍する受講生を除く）。また、カプラン各センターは入国管理局への報告が義務付けられています。アメリカおよびカナダでは、書面による除籍通知が最大7日前に発行され、適切な場合は、決定の無効を要求するための書類を提出することができます。返金が発生する場合は、最終出席日と「コース開始後の途中解約規約（ターミネーション）」を基に返金額を算出します。

バンクーバーのみ：受講生が受講時間の10%以前に退学となった場合、残りの授業料の70%が返金されます。受講生が受講時間の10%以降30%以前に退学となった場合、残りの授業料の50%が返金されます。受講生が受講時間の30%以降に退学となった場合は、授業料は返金されません。

受講生の行動規範：カプランに在籍中は、受講生の行動規範およびその他の学校規則を遵守する義務があります。カプランは受講生の目標達成を責務とし、全ての受講生に最大限の学習環境を提供するため、受講生本人にも周囲への配慮を求めます。不適切な行為には以下が含まれます；

- (1) 学習環境への妨害（例：他者への冒険、いやがらせ、授業中の携帯電話使用など）
- (2) カプランまたは他の受講生の所持品の窃盗や故意の破壊・悪用
- (3) 他の受講生やカプランスタッフへの暴力や脅し
- (4) Eメール、インターネットの不適切な使用
- (5) 著作権で保護されている教材の不適切な使用、複製、流用による現地の著作権や刑法の侵害

#### 15 責任制限：

カプラン、カプランのグループ会社、カプランの運営、管理、社員、関係者およびその代理店の責任は、法律により免責が認められない場合を除き、いかなる過失や違反においても、該当する受講生が特定のプログラムに対して、カプランもしくはカプラン関連会社に支払った金額が上限となります。どのような場合においても、間接的損失や損害に対するの責任を負わないものとします。

#### 16 免責事項：

契約により適用されたサービスが、火災、自然災害、統治行為、供給会社もしくは下請け会社の過失、労働争議その他の不可抗力な事態により、提供不可能となった場合、カプランはいかなる形においても責任を負わないものとします。

## 17. 行動基準：

オーストラリアとニュージーランドにあるカプランのセンターは、ニュージーランド教育省から発行された「Education (Pastoral Care of International Students) Code of Practice 2016」およびオーストラリアの「National Code of Practice for Providers of Education and Training to International Students 2018」に基づき監督されます。これらの規定に関する情報は、カプランまたは[www.nzqa.govt.nz/providers-partners/education-code-of-practice](http://www.nzqa.govt.nz/providers-partners/education-code-of-practice)および[www.legislation.gov.au/Details/F2017L01182](http://www.legislation.gov.au/Details/F2017L01182)から確認できます。

## 18. 写真・ビデオ撮影、音声録音：

カプランおよびカプラン関係者が、印刷物やオンライン広告のために、受講生の写真およびビデオ映像の撮影を行うことがあります。これらの宣伝活動への参加を拒否する場合には、予約時および写真・ビデオ撮影時にその旨をお申し出ください。基本約款に同意することで、受講生（18歳未満の場合（バンクーバーのみ19歳未満）、その保護者）は、さらなる同意や通知なしに、写真およびビデオ映像の使用を許可するものとします。

## 19. オーストラリア：

法人名およびオーストラリアCRICOSコード：Kaplan International (Brisbane) Pty Limited, ABN 81 097 629 073, CRICOS 02369F; Kaplan International (Melbourne & Adelaide) Pty Limited, ABN 90 129 017 385, CRICOS 03008A; Kaplan International (Perth) Pty Limited, ABN 76 079 200 212, CRICOS 01784K; Kaplan International English (Australia) Pty Limited, ABN 31 003 631 043, CRICOS 01165D.

## 20. 学生ビザ：

学生ビザ保持者は、カプランに対して、受講期間の滞在先の住所と電話番号とEメールアドレスを提示する必要があり、変更があった場合は変更があったから7日以内にご連絡ください。イギリスでは、Tier 4ビザ保持者で10日間連絡が取れない場合には、ビザの規定外であるとみなされ、UK Visas and Immigrationに報告されます。受講生が入学手続きに訪れなかったり、出席率が80%（オーストラリア/アメリカ/カナダ/ニュージーランド）または85%（アイルランド）に満たない受講生もしくは10日間欠席の受講生（イギリス）は、それぞれの関連機関（オーストラリア：Department of Home Affairs (DHA)、イギリス：UK Visas and Immigration、アメリカ：Department of Homeland Security、カナダ：Immigration, Refugees and Citizenship Canada (IRCC)、ニュージーランド：Immigration New Zealand、アイルランド：Irish Naturalisation and Immigration Service）に報告されます。カプランが保持する個人情報ならびに成績は、在留資格に関わらず、該当する機関（オーストラリア：州および連邦政府、学費保護サービス (TPS) および指定機関、イギリス：イギリス政府、アメリカ：国土安全保障省 (DHS)、州および認定機関、カナダ：Immigration, Refugees and Citizenship Canada、州および認定機関、アイルランド：Irish Naturalisation and Immigration Service）と受講生の保護者、カプランスタッフ、第三者代理人（エージェントおよび/または政府スポンサーなど）や司法当局に開示することがあります。個人情報には、個人の連絡先、コース内容もしくは変更事項、ビザ規定に違反の可能性がある状況を含みます。オーストラリアへの留学生に同行する全ての未成年の扶養者は、公立、私立機関に入学する場合、全額授業料を支払う義務があります。

## 21. 指導言語：

全ての指導は英語で行われます。

## 22. レベル保証：

レベル保証は、英語研修の終了日までに入学期に設定した英語レベルに到達できなかった場合、4週間のレッスンが無償で追加される制度です。10週間以上の集中英語コース（Intensive English）（集中アカデミック セメスター コース（Intensive Academic Semester）、集中アカデミック イヤー コース（Intensive Academic Year）を含む）に適用されます（アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランドにある学校で受講した場合に限る）。集中ビジネス英語コースや各種試験対策コースまたは入学時のプレースメントテストで既に上級レベル（Advance）に達している場合は適用されません。保証の適用条件は、95%以上の出席率と宿題の提出、レッスン中は英語のみで会話、レッスン中の態度やレッスンを遂行するのにマイナスな影響を与えるような行為（携帯電話の使用など）をしないなどがあります。なお、延長した場合の滞在先の確保や航空券の変更は受講生の責任となります。受講生が保持しているビザによっては滞在期間の延長ができない場合があります。レベル保証を受ける場合は、コース終了の1週間前までにカリキュラム担当者（Director of Studies）もしくはアカデミックマネージャー（Academic manager）にご連絡ください。

## 返金規約

### 1. 返金先は以下の通りです：

- (a) 支払った本人
- (b) 支払いが行われた口座（金融関連の違反を避けるためアメリカおよび国際法に準じます）

### 2. 返金不可の料金：

次の料金は返金不可となります（カリフォルニア州のセンターを除く）：入学手続き費、速達手配料、医療保険、キャンパス使用料、滞在先手配費、プログラム補足費、教材費。空港送迎費は、オーストラリアとニュージーランドで2営業日以内にキャンセルの申し出があった場合、返金対象となります。

カリフォルニア州のセンターのみ：速達手配料、医療保険、空港送迎費、滞在先手配費は返金不可となります

### 3. 返金条件

返金は、書面での返金依頼の通知書を提出してから45日以内に行われます。カプランがやむを得ずコースを中止または休止した場合には、未受講分の料金を全額返金いたします。

#### ※特記事項

- アメリカの場合、書面での通知は必要ありません。この場合、決定日から45日以内に返金いたします。
- カナダの場合、書面での通知があつてから30日以内に返金いたします。
- オーストラリアの場合\*、書面での通知があつてから14営業日以内に返金いたします。詳細は、カプラン各予約オフィスにお問い合わせください。

\* オーストラリアは、ESOS Act 2000に基づき、提供予定のコースが日程通りに開講されなかったり、開始日以降にコースが途中で継続不可能になり、課せられた何らかの拘束によって予定通りのコースを提供できない場合には、14日以内に消化されなかった授業料が返金されます。この協定および申し立て、上訴の有効性は、オーストラリアの消費者保護法に順ずる訴訟の権利を抑制するものではありません。あるいは、追加料金なしで代替コースに入学することもできます。受講生は、未受講の授業料払い戻しを希望するか、別の代替コースの受講のいずれか選択ができます。別のコースの受講を選択した場合、受講生はその変更点が記載された書面に署名する必要があります。オーストラリアでは、払い戻しや代替コースの受講ができない場合、授業料保護サービス (TPS) は、適用され払い戻しを受けることができます。TPSに関する詳細は[www.tps.gov.au](http://www.tps.gov.au)をご参照ください。

## 延期規約

延期は、適正な書面要請があった場合のみ有効となります。既存の予約期日から1年以内に、最大2回までの延期が可能です。1回につき、最長6ヶ月の延期措置を要請できます。再予約時の料金に基づいた金額が適用されます。いかなる場合でも、授業料のプロモーションは一つに限られます。以前適用されたプロモーションは無効となり、代わりに延期時に適用されるプロモーションが有効となります。

オーストラリアおよびニュージーランドでの延期の場合、滞在先手配料と送迎費が適応される場合があります。

## コース開始前の解約規約（キャンセルーション）

「キャンセルーション」とは、予約済みで参加予定および参加義務のある最初のコース開始以前の契約解除のことをいいます。以下に別途記載のあるカナダ（バンクーバー校のみ）、アメリカ、イギリスを除き、「予約確認書」に記載された到着日の7日前までに書面にてキャンセルの申し出があった場合、もしくはビザ申請が却下され、それを証明する書類と共に書面にて申し出があった場合、授業料と滞在費の全額を返金します。ただし、いかなる場合においても速達手配料、滞在先手配費、入学手続き費、その他のサービス料は返金しません。全世界の校舎対象でキャンセルもしくは延期の申し出が、「予約確認書」に記載された到着日まで7日を満たない場合（通知なしの不登校も含む）、1週間分の滞在費（オーストラリアでホステルもしくはアパート滞りご予約の場合には、2週間分の滞在費）と授業料としてそれぞれ、EUR150、GBP100、USD200、CAD200、AUD260のお支払いが必要です。いかなる場合においても、速達手配料、入学手続き費、滞在先手配料、医療保険料、その他のサービス料は返金しません。いかなる場合においても、ビザもしくはビザサポートに関する書類をカプランが発行した場合には、該当する移民局に報告されます。

### ・カナダ（バンクーバー校のみ）：延期規約と解約規約（キャンセルーション）

延期は、適正な書面にて申し出があった場合のみ有効となります。既存の予約期日から1年以内に、最大2回までの延期が可能です。1回につき、最長6ヶ月の延期措置を要請できます。再予約時の料金に基づいた金額が適用されます。いかなる場合でも、授業料のプロモーションは一つに限られます。以前適用されたプロモーションは無効となり、代わりに延期時に適用されるプロモーションが有効となります。「キャンセルーション」とは、予約済みである参加予定および参加義務のある最初のコース開始以前の契約解除とします。申し込み日（カプランからの合格通知または「予約確認書」に記載された日付）から起算して7日以内、かつ「予約確認書」に記載された到着日前に、書面にてキャンセルの申し出があった場合、授業料と滞在費の全額を返金します。ただし、いかなる場合においても、速達手配料、滞在先手配費（利用した場合）、入学手続き費、その他のサービス料は返金しません（上限CAD250まで）。上記を条件とし、「予約確認書」に記載された到着日の7日前までに書面にてキャンセルの申し出があった場合、もしくはビザ申請が却下され、それを証明する書類と共に書面にて申し出があった場合、授業料と滞在費の全額を返金します。ただし、いかなる場合においても、速達手配料、滞在先手配費、入学手続き費、その他のサービス料は返金しません（上限CAD1000まで）。キャンセルもしくは延期の申し出が、「予約確認書」に記載された到着日まで7日を満たない場合（通知なしの不登校も含む）、1週間分の滞在費と授業料としてCAD200のお支払いが必要です。いかなる場合においても、すでにカプランが発行したI-20がUSCISの承認を受けている場合、1~11週間のコース申込者は4週間分の、12週以上のコース申込者は6週間分の授業料および滞在費用が返金の対象とみなされません（ただしカリフォルニア州は該当しません）。コース開始以前の解除であっても、すでにカプランが発行したI-20がUSCISの承認を受けている場合、1~11週間のコース申込者は4週間分の、12週以上のコース申込者は6週間分の授業料、および滞在費用が返金の対象とみなされません（カリフォルニア州は該当しません）。延期する場合は、再予約時に有効な料金がされます。

### ・アメリカ：

「キャンセルーション」とは、予約した最初のコース開始以前の契約解除です。受講生が一度も授業に参加せず、書面にて（必須ではありません）解除通知した場合、授業料と実際に滞在していない期間の滞在費用からキャンセル費用もしくは延期費用を差し引いた金額が払い戻されます。ただし、いかなる場合においても、USD500を上限とした、速達手配料、入学手続き費、その他サービス料（例：医療保険料、キャンパス使用料、プログラム追加費用など）は返金されません。コース開始以前の解除であっても、カプランが発行したI-20でアメリカに入国している場合には、1~11週間のコース申込者は4週間分の、12週間以上のコース申込者は、6週間分の授業料および滞在費用が返金の対象とみなされません（ただしカリフォルニア州は該当しません）。コース開始以前の解除であっても、すでにカプランが発行したI-20がUSCISの承認を受けている場合、1~11週間のコース申込者は4週間分の、12週以上のコース申込者は6週間分の授業料、および滞在費用が返金の対象とみなされません（カリフォルニア州は該当しません）。

### カリフォルニアの場合：

連邦政府の学資援助プログラムに参加していない機関として、施設料金の100%を申込同意書にサイン前に限り、速達手配料、医療保険、空港送迎費、宿泊施設の料金のいずれの実費を控除して返金します。支払い済みの費用全額が返金対象となりますが、妥当な金額のデポジット、USD250を上限とする入学手続き費、およびその他発生した費用が差し引かれます。ただし、契約解除通知が最初の授業、または入学後7日後までに行われた場合に限りです。

### ・イギリスおよびアイルランド：

隔地者間の契約（Distance Contract）とは、消費者契約規定2013（情報、解除、追加費用）で定義された隔地者間の契約または営業所外契約を指します（随時改正）。隔地者間の契約の場合、イギリス・アイルランドで学ぶEU市民は、カプランが「予約確認書」類を発行した14日以内に書面にて通知をした場合、本基本約款の第一項の承諾を破棄する権利があります。この14日以内に解除を行使した場合、受講生が支払った金額からカプラン側が既に提供したサービスに関する費用を除いた全額が返金されます。ただし、14日以内に既に受講生がカプランでの授業を開始している場合には、カプランが提示する適正な既習授業料を支払う必要があります。欧州隔地者間の契約に基づいた権利を行使する際には、カプラン（所在地：2nd floor, Warwick Building, Kensington Village, Avonmore Road, London W14 8HQ, UK）に基本約款に基づく契約解除の旨を明確に書面（郵送、ファクスまたは電子メールなど）にて提示してください。またカプランオンラインサイト上にある解除通知書面例の利用が可能です（必須ではありません）。電子解除書面例からの送信、またはカプランオンラインサイト内掲載のその他書面例からの送信も可能です。これらのオプションを利用した場合、電子メールなどの確実な媒体を通してカプランから解除通知受理の確認がただちに返信されます。

### ・イギリス：

学生ビザの保持者：フルタイムの受講生であるという認証となるCASナンバー発行後は、返金およびコースの解除は認められません。ただし、ビザ申請の却下および下記条件を満たす書面を提出した場合は、申込手続き費用GBP150（VAT含む）および速達手配料、送迎費用を差し引いた支払金額の全額が返金されます。

- (1) 代理店承認のビザ却下の通知書コピー(GV51)
- (2) 代理店承認の受講生のパスポートの写真および署名ページのコピー
- (3) 受講生本人が支払者でない場合、支払者への返金を承認する受講生からのオリジナル書類
- (4) 受講生が既に渡英している場合、カプラン側に明確となるイギリスを出国したという証明

カプランが発行したコース開始予定日から4週間以内に、上記の条件を満たす書類とともに書面にて通知があった場合に、返金が行われます。UKVIからのビザ申請却下の理由が、不正書類作成もしくはその他不法行為によるものである場合には、支払額に対する返金はありません。Short-term study Visa（6もしくは11ヶ月）で申請した際は、カプランの通常の解約規約が適応されます。

## コース開始後の途中解約規約（ターミネーション）

「ターミネーション」とは、コースを開始した後で延長期間を含むコースの一部もしくは全部を中断または中止することをいいます（アメリカとカナダでは、現時点でお申し込みいただいているコースにのみ適用されます）。カプランが受講生の受講した週数を決める際、受講生が授業の予定されている週の間にも一日でも出席していれば、その週を出席週として見なします。長期パッケージなどによる割引を適用した授業料および滞在費用は、割引前の週毎のレートに戻し計算します（バンクーバー校の受講生を除く）。いかなる場合でも、サービス料（例：空港送迎費、速達手配料、入学手続き費、医療保険料、滞在先手配料、プログラム追加費など）は返金されません。また、コース途中の解約は、書面にて学校長/ディレクターに申し出る必要があります（アメリカのみ、書面の必要はありません）。コース途中で解約した受講生には、カプランの修了証書が授与されないことがあります。また、カプランの宿泊施設に滞在することはできません。

### 1 授業料

#### ・イギリス、アイルランド、オーストラリア：

授業料の返金はありません。他の受講生への譲渡もできません。

#### ・カナダ：

ターミネーション希望の方は、4週間前に校長に対して書面にてお申し出ください（バンクーバー校の受講生を除く）。バンクーバー校に在籍する受講生の場合、キャンセルまたはターミネーション（例：休学または退学）の申し出は、提出された日に有効となります。返金額は、通知期間を含む既習の授業期間（トロント校の場合は週数、バンクーバー校の場合は授業時間）を基に、以下のように計算されます。

- 全コース期間の10%を受講した場合：未受講分授業料の50%（バンクーバー校の受講生は70%）を返金
- 全コース期間の11~30%を受講した場合：未受講分授業料の30%（バンクーバー校の受講生は50%）を返金
- 全コース期間の30%以上を受講した場合：返金なし

いかなる場合においても、受講生が契約を解約した場合、該当する移民局に報告されます。

#### ・アメリカ：

半日英語（General English）、セミ集中英語（Semi-Intensive English）、集中英語（Intensive English）、長期8ヶ月留学プラン（Academic Year）、中期5・6ヶ月留学プラン（Academic Semester）、ビジネス英語（Business Supplementary）、集中ビジネス英語（Business Intensive）を含む英語コースでは、コース開始後から4週間分の授業料の返金はありません。解約時（参加を要請されたプログラムへの予約最終期日）の返金は、以下のように計算されます；

- コースの4週間以内を受講した場合：最初の4週間分の授業料を差引いた未受講分の金額を全額返金（既に在学していて、期間を延長された場合は対象にはなりません）
- コースの5週間～半分を受講した場合：未受講分の金額を全額返金（受講済み週数に基づいて週毎の受講料を再計算します）
- コースの半分以上を受講した場合：返金なし

GRE®、GMAT®、ケンブリッジ英検、TOEFL試験対策を含む全ての試験対策コースへお申し込みの場合、下記が解約時（参加を要請されたプログラムへの予約最終期日）の返金対象となります：

- トレーニングセッション\*1回目受講後、2回目受講前：支払われた授業料の75%を返金（教材送料を除く）
- トレーニングセッション\*2回目受講後、3回目受講前：支払われた授業料の50%を返金（教材送料を除く）
- トレーニングセッション\*3回目受講後：返金なし

\*カプランの試験対策トレーニングの手法は様々であるため、セッションが示すものは下記のとおり定義されます。

- (1) 1クラス（教師による授業もしくは監督下の試験）
- (2) センター内にあるトレーニングライブラリーの1回使用
- (3) オンライントレーニング教材の1回使用（ワークショップ、クイズ、オンラインテスト等）
- (4) 指導またはカウンセリングセッション1回使用
- (5) ホームスタディ教材の使用

カリフォルニア州の返金規約（カリフォルニア州のみ、全コースで適用）

連邦政府の学資援助プログラムに参加していない機関として、カプランでは下記の規約を設定しています；

- (a) 支払い済みの費用全額が返金対象となりますが、妥当な金額のデポジット、USD250を上限とする入学手続き費およびその他発生した費用が差し引かれます。ただし解除通知が、入学同意書に署名し最初の授業または入学後7日後までに行われた場合に限りです。
- (b) 解除または退学から45日以内に返金
- (c) 予約期間の60%以下の授業に参加した受講生に対する、比例計算による非連邦政府学資援助プログラム資金の返金

#### ・ニュージーランド：

コース開始後にキャンセルする際の返金は、次の通りです。（NZQAおよびカプランの返金規約に準ずる）：

- 3ヵ月以上のコース：お申し込みコースが3ヵ月以上で、コース開始後10営業日以内に解約する場合、カプランが被った費用として、お支払いいただいた合計金額から最大25%を差し引いた金額が返金されます。（ニュージーランド教育法のsection 235A(1)(a) and (b)およびEducation (Refund Requirements for International Students) Notice 2012のとおり）
- 5週間以上3ヵ月未満のコース：お申し込みコースが5週間以上12週間未満で、コース開始後5日以内に解約する場合、お支払いいただいた関連費用の合計金額から25%差し引いた金額が返金されます。（ニュージーランド教育法のsection 235A(1)(c) and (d)のとおり）
- 5週間未満のコース：お申し込みコースが5週間未満で、コース開始後2日以内に解約する場合、お支払いいただいた関連費用の合計金額から50%差し引いた金額を返金します。ただし、2日間がお申し込みいただいた全日程の場合、お支払いいただいた費用の100%をカプラン側で保持することができます。（ニュージーランド教育法のsection 235A(1)(c) and (d)のとおり）

授業料を他の受講生に譲渡することはできません。コースの延長に対する授業料は返金できません。

いかなる場合においても、受講生が契約を解約した場合、該当する移民局に報告されます。

### 2 滞在費

#### ・イギリス、アイルランド、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド：

解約の通知は4週間前（オーストラリアでは2週間前、ニュージーランドでは1週間前、長期滞在割引適用の場合は8週間前）に学校長/ディレクターに書面で提出してください。通知期間の滞在費用と適用する変更料を引いた残りの費用が返金対象となります。返金額は、延長を含めた全滞在期間に基づいて計算されます。長期滞在割引が適用された滞在費は、割引前の週毎のレートで計算します。カナダ、ニュージーランド、オーストラリアを除き、全体の滞在予約期間の50%（カリフォルニア州においては60%）が過ぎてからのキャンセルの返金は一切ありません。レジデンスによっては、予約キャンセル時に別途の規約条件が発生する場合があります。

## 一般

これらの約款は、各センターが属する認定機関や政府（地方または国）の方針の変更により、随時改定されることがあります。変更がある場合、申し込み時にお知らせします。苦情やその他の問題が生じた場合、研修先の国（または州）の現行法が適用されます。この基本約款の中のカプランとは、カプラン インターナショナル イングリッシュ グループの全ての学校を指します。

大学進学（Pathway Partners）の場合、基本約款は異なります。こちらに記載されている基本約款はカプランのみ適用されます。